

防衛庁・自衛隊の看護師養成の在り方に関する懇談会

最終報告書

平成18年4月

目 次

1	はじめに	1
2	防衛庁・自衛隊の看護師養成の現状	1
3	看護師養成を取り巻く状況	2
4	防衛庁・自衛隊の看護師養成の在り方	
(1)	防衛庁・自衛隊看護師の特徴	2
(2)	防衛庁・自衛隊の看護師養成課程に組み込むべき教育内容	
○	広い教養	3
○	実践的な臨床能力	3
○	保健師、助産師の養成	3
○	国際看護実習	4
○	災害時等への対応	4
○	医療安全対策	4
(3)	4年制化の必要性	4
5	4年制化に当たっての留意事項	
(1)	卒後も学びを重ねていく基礎	5
(2)	メリハリをつけたカリキュラムの作成	5
(3)	学位取得にふさわしい教育	5
(4)	防衛庁・自衛隊独自の教育と一般看護教育との統合	5
(5)	防衛庁・自衛隊に必要な看護師を養成するための教員	6
(6)	償還金制度	6
6	防衛庁・自衛隊衛生の将来像	
(1)	国民のための防衛庁・自衛隊衛生	6
(2)	准看護師養成	7
(3)	実行に当たっての経済性、効率性	7
7	まとめ	7
	委員名簿及び検討経過	8

防衛庁・自衛隊における看護師養成の在り方に関する懇談会 最終報告

1 はじめに

防衛庁・自衛隊においては、防衛医科大学校病院及び自衛隊病院の看護業務や、有事の際に必要な部隊看護を行うため、看護師を自前養成してきた。その中で、平成14年の東ティモール国際平和協力業務を皮切りに、イラク人道復興支援特措法に基づく人道復興支援活動、インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波に際しての国際緊急援助活動のように自衛隊看護師が国外において活動する場面が広がるとともに、国内においても、地震や風水害時における災害派遣について自衛隊への期待は高まっている。

一方、近年の医療の高度化、また、質の高い医療、安全な医療を求める声の高まりにこたえるため、一般社会の看護師養成課程において、4年制教育をとる看護系大学が急激に増加している。

このような時代の大きな変化に対し、防衛庁・自衛隊における看護師養成課程が的確に対応しているか、改善の余地はないかを検証すべき時が来ている。

本懇談会においては、防衛庁・自衛隊の医療組織がこれまで行ってきた活動実績のみならず、今後、国民のために果たすべき役割にまで思いを致し、防衛庁・自衛隊における看護師養成の在るべき姿について検討を行い、報告を以下のとおりとりまとめた。

2 防衛庁・自衛隊の看護師養成の現状

防衛庁・自衛隊における看護師の養成は、防衛医科大学校（以下「防医大」という。）及び自衛隊中央病院（以下「中病」という。）にそれぞれに設置している看護師養成所である高等看護学院において3年課程で行っている。

防医大高等看護学院を卒業した看護師は、技官として、防医大病院で勤務することとなる。中病高等看護学院を卒業した看護師は、自衛官として、陸上自衛隊の部隊や病院で勤務することとなり、自衛隊の部隊とともに、国内外の諸活動に参加することとなる。

防医大高等看護学院における養成期間中の学生の身分は非常勤職員であり、非常勤職員としての手当（月額約2万円）が支給され、学費、宿舍費は無料、学年定員は80名である。一方、中病高等看護学院における養成期間中の学生の身分は自衛官であり、階級が与えられる（2士、1士、士長）とともに給与（月額約18万円）が支給され、学費、衣食住ともに無料、学年定員は100名である。

3 看護師養成を取り巻く状況

我が国の看護師養成は、大学、短期大学、養成所における3年課程と、准看護師を対象とした2年課程で行われてきている。平成4年に制定された「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」により、「近年の医学・医療の進歩・発展に伴う高度化・専門化等に十分対応し得る看護の専門的知識・技術と豊かな人間性や的確な判断力を有する資質の高い看護婦等を大学において養成することが社会的に要請されている。」とされたことを契機に、昭和27年(1952年)に開始された大学における看護教育は一挙に増加した。看護系大学は、平成4年に14校だったものが平成17年には9倍の127校になり、3年課程での養成数の内4分の1を超えるようになった。

4 防衛庁・自衛隊の看護師養成の在り方

(1) 防衛庁・自衛隊看護師の特徴

防衛庁・自衛隊の看護師は、特定機能病院であり高度先進医療を担う防医大病院に勤務して、社会で求められている医療の高度化・専門化に対応するため、また、自衛隊の病院や駐屯地などに勤務して、平素から隊員の健康管理を通じて精強い自衛隊を支えるため、重要な役割を果たしている。

さらに、最近では、災害派遣、国際緊急援助活動、イラク人道復興支援特措法に基づく活動など、自衛隊の国内外における諸活動も増加し、「災害派遣」、「国際活動」は、防衛庁・自衛隊の看護師の役割の大きな特徴と捉えることができる。学生の中には、他大学に合格しながらも、このような自衛隊の活躍に魅力を感じて、防衛庁・自衛隊の看護師養成課程を選ぶ学生もいる。一方、防衛庁が学生を対象として実施したアンケート結果によれば、自衛隊の看護師養成所を志望した動機の第一が「学費が無料である」であったが、防衛庁・自衛隊における看護師養成課程を4年間に延長するに当たっては、是非とも、もっと多くの学生が「災害派遣で役立ちたい」、「国際貢献に参加したい」ことを志望動機として集まってくるような課程を設けるべきである。

また、人道復興支援活動や国際緊急援助活動における看護活動は、厳しい環境下で、言語・風俗・習慣などの違いを克服しなければならず、強い精神力や人間的包容力が求められる。

さらに、有事の際には、最前線から送り込まれる傷病者のための野外病院の中核を担うこととなるため、外傷患者に迅速かつ適切に対応する実践力も求められる。これらも大きな特徴の一つである。

(2) 防衛庁・自衛隊の看護師養成課程に組み込むべき教育内容

これら防衛庁・自衛隊の看護師の役割をより効果的に、円滑に果たすためには、一般看護大学とは異なる防衛庁・自衛隊の特徴を、教育内容に反映する必要がある。反映させるべき教育内容についての主な意見は次のとおり。

広い教養

高度医療から健康管理まで、また、国内・外の多岐にわたる看護活動を担うためには、そこで生起していることを理解し、また、相手の状況を判断できる、広い視野と状況を見極める目を育てる必要がある。

特に海外における国際活動に対応するためには、文化・風習だけでなく、医療水準の全く異なる諸外国において、患者を理解した看護能力が必要となる。

そのためには、看護学の土台となるべきヒューマンケアという視点を培うことが必要であり、今以上に、基礎教養に多くの時間を費やすべきである。

また、様々な分野への知識、異年齢の人々への対応のため、民間の施設での実習体験等、防衛庁の組織外での経験が積めるような教育は、視野を広げるとともに、将来の活動にとって必要である。さらに、学生時代より、医学部等の学生と一緒に一般教養科目や専門科目を学習することは、人間性の涵養に大きく寄与し、幅広い教養を身につける上で重要であり、科目の設定、選択等において考慮すべきである。

実践的な臨床能力

大学における看護師養成について、ともすると実践力を軽視しているのではないかという批判がある。

防衛庁・自衛隊が必要とする看護師は、特に、有事に際して、直ちに実践できる臨床能力を持つ看護師であり、養成課程においても臨地実習を重視する必要がある。症例の種類も件数も豊富な特定機能病院である防医大病院等は、実習病院として適切であると考えられるが、更に赤十字病院や災害医療センターのように、自衛隊の国際活動や災害派遣と同様の活動を行っている病院を実習病院として活用することも検討すべきである。

保健師、助産師の養成

隊員の健康管理業務は、防衛庁・自衛隊における看護活動の大きな部分を占めており、また、国際活動においては公衆衛生的アプローチが必要な場面も多く、健康管理、環境保健、地域保健活動、保健指導等の地域看護学的知識・技能の修得は重要な事項と考えられる。

さらに、国際活動においては、活動地域が発展途上国であることも多く、そのような状況下では母子保健分野の支援も非常に重要であり、様々な健康段階における母性看護、助産学に関する知識・技能の修得が重要である。

現在、防衛庁・自衛隊における3年制看護師養成課程では、保健師、助産師の資格は取得できず、卒後に資格取得のための部外委託研修を行うか、有資格者を部外から公募採用している状況にあるが、当該活動を考えた場合、防衛庁・自衛隊の看護師養成に当たって、併せて保健師、助産師資格を取得することについても積極的に考える必要がある。

4年間で保健師・助産師資格取得のための教育は可能であるが、担当教員と学

生の負担は大きく、専門家として有能な保健師・助産師を養成するためには、4年間の看護師教育が修了した後に、専攻科や修士課程等で教育することも検討すべきである。

また、実習期間中に、分娩取り扱い実習が十分行えるか、地域看護学実習が十分に展開できるのかは、非常に重要であり、部外の医療機関や保健所等との連携も考慮すべきである。

国際看護実習

国際緊急援助活動など海外における看護活動が増加する中、防衛庁・自衛隊看護師には、国際性・国際協調性の涵養が必要である。

国立看護大学校においては、国際看護実習を4年次の必修科目としており、毎年100名の学生が、タイで約2週間の実習を行っている。本実習は、発展途上国における医療・看護の現状と国際医療協力について、体験をとおして理解するとともに、政策医療としての国際医療協力に携わる日本の看護領域における役割や責務について考えを深めることを目的としており、参加した学生及び指導者からは高い評価を得ている。

防衛庁・自衛隊における看護師養成課程においても参考になるのではないかと。

災害時等への対応

一般の医療現場においても、災害時の危機管理能力というものが重要視されるようになってきた。自衛隊の看護師のアイデンティティとして、このような危機管理のスペシャリストとして養成することが考えられる。

また、災害時においては、発生直後から多臓器不全、高度熱傷等の重篤な患者等への対応も必要となり、救命救急ケアを十分に修得しておくことが必要である。また、PTSDへの対応など精神的なストレスケアも必要となる。

さらに、NBC兵器等を用いた武力攻撃、大規模なテロ等の発生時においては、防衛庁・自衛隊の対応能力へ期待されることが大である。これらの特殊な状況における看護活動も防衛庁・自衛隊の看護師に求められる。

医療安全対策

病院内における医療事故等の危機管理の際に、看護師に対する期待は高く一般の病院においても、リスクマネージャーを看護師が担っていることも多い。

医療安全への要請は高まっており、防衛庁・自衛隊の看護師養成課程においてもこのような教育を行う必要がある。

(3) 4年制化の必要性

防衛庁・自衛隊の任務、活動、その中での防衛庁・自衛隊の看護師が果たすべき役割を考えれば、防衛庁・自衛隊に現在設けられている3年間の看護師養成課程では極めて不十分であり、修業年限を4年間に延長すべきである。その際、併せて学士号の取得を目指すべきである。

また、看護師養成課程の動向が、3年制の短期大学・養成所から4年制の大学化に向かう中で、防衛庁・自衛隊の養成課程を4年間に延長し、学士号を取得させることについては、その流れに沿うものであり、早急に検討を進め、実現を図るべきである。

5 4年制化に当たっての留意事項

(1) 卒後も学びを重ねていく基礎

看護師としての研鑽は、卒後も継続して深めていくものであり、研鑽の方法の一つとして、修士課程への道を用意する必要がある。

近年、看護師養成教育の幅と看護師の活動範囲は広がっており、質の高い看護師が要請されている。そのため、看護界では、4年間で看護師養成教育をしっかり行うべきであるという考え方が広まってきており、専門分野や看護師以外の資格取得のための教育については専攻課程等へ移行する傾向がある。

防衛庁・自衛隊においても、保健師・助産師の教育のみならず、防衛庁独自の看護分野についても、4年間の基礎教育だけでは、十分な専門性は身につかない。そのため、現在、主として医官しか受け入れていない防医大研究科に、看護学修士課程を設置、あるいは国内外留学等、卒後の研鑽の場も検討すべきである。

(2) メリハリをつけたカリキュラムの作成

防衛庁・自衛隊における看護師養成課程においては、医療の高度化、医療安全への要請、より高い看護への期待に応える看護師の要請に加え、防衛庁・自衛隊の看護師として求められる多岐にわたる機能を培わなければならない。

カリキュラム作成の際には、ともすると、いろいろと詰め込みすぎてしまう傾向があり、学生の大きな負担となっている。ゆとりを確保するとともに、教育内容を精選し、学生全員に学ばせる必要がある優先事項に関しては徹底的に教育するというように、メリハリをつけたカリキュラムを作成すべきである。

(3) 学位取得にふさわしい教育

大学教育においては、学生自らが探求的に学習していく自己教育力をつけることが大切であり、防衛庁・自衛隊の必要とする看護師の活動を考えた場合、豊かな人間性の涵養はもちろん、問題解決能力を高めるため、探求型の学習スタイルが身についた、主体的に学習できる学生を育成する必要がある、そのために授業時間のすべてを講義や実習で埋めることなく、自己学習時間を確保する等、教育方法の工夫が必要である。

(4) 防衛庁・自衛隊独自の教育と一般看護教育との統合

防衛庁・自衛隊の役割・活動を考えれば、一般の看護教育でも教授されている国際看護や災害看護に加えて、野外看護、テロ対処、NBC看護などの独自

の教育を防衛看護学（仮称）として体系化することを考慮してはどうか。

その際、独立した科目として教育することもできるが、一般大学で教えている内容に加える形で教育することもできる。一般的な教育内容に防衛庁・自衛隊独自の教育内容を付加し、複合的・統合的な教育を行うことにより、一般の看護学と防衛看護学が融合し、看護学の基礎に裏打ちされた、防衛庁・自衛隊独自の教育を実施することが可能、また、増加する単位をおさえることもできる。

例えば、国際協力活動において感染症は大きな問題であり、感染症に関する教育は非常に重要である。「感染症看護学」等として、独立した科目を立て、防衛庁独自の内容も加味しながら、関連する一般看護の教育内容を統合し、十分な時間をとって教育してはどうか。

しかしながら、防衛庁独自の教育内容が加わることにより、一般教養科目の教育時間が圧迫されることのないようにするとともに、色々な科目から選択できるような配慮も必要である。

（５）防衛庁・自衛隊に必要な看護師を養成するための教員

近年の看護系大学の急速な増加により、大学で教える優秀な教員、特に教授の確保は、相当困難になることが予測される。

そのため、教員の確保については、早期に対策を講じ、部外の教員の確保を図るとともに、自前の教員養成の対策が不可欠である。

（６）償還金制度

防衛庁・自衛隊における現状の看護師養成所である２つの高等看護学院を卒業した看護師は、それぞれ、陸上自衛隊、防医大病院で勤務することとなるが、これまでの実績では、３年間で３０％が、結婚、育児、他病院への再就職等を理由に退職している。一般の看護師と比べて、特段、高い退職率とは思われないが、国費をもって養成していることを考えれば、国民に対して説明できないのではないかと。

４年制化に当たっては、防医大のような義務年限及び償還金制度の導入を検討すべきである。

６ 防衛庁・自衛隊衛生の将来像

（１）国民のための防衛庁・自衛隊衛生

防衛庁・自衛隊は、他では代替できない機能を持った、すばらしい医療集団である。防衛庁・自衛隊の看護師養成課程の在り方を検討するに当たっては、看護師を含む自衛隊の医療集団を、国民のために活用する新しい道についても併せて検討すべきである。

その際、そもそも防衛庁・自衛隊は一朝有事のために維持されている実力組織であり、それ以外の国内における各種の緊急事態への対応や国際活動などに

においても主要な役割を果たしている組織であることは理解できるが、自衛隊医官と同様に、防衛庁・自衛隊の看護師も、国費をもって養成していることを重く受け止め、その能力をいかに国民に還元するかという視点が必要である。また、平素から自らの技量の維持・向上のためにいろいろな臨床経験を必要とする防衛庁・自衛隊のニーズと、防衛庁・自衛隊がもつ能力を期待する国民のニーズとをかみ合わせる工夫も必要である。

(2) 准看護師養成

防衛庁・自衛隊においては、准看護師についても、6カ所の養成所において自前養成を行っている。陸上自衛隊においては、年間100名の准看護師を養成し、その内25名に引き続き救急救命士の資格を取得させている。

他方、「21世紀初頭に看護教育の一本化に努める」との国の方針の中で、准看護師養成を廃止して看護師養成に一本化する方向性が示されている。

自衛隊の衛生組織は、有事においては、病院施設のみならず、屋外において天幕等を設営し、限られた器材により大量の傷病者に対応することとなる。このような特殊な環境下で活躍する第一線救護スタッフとしての役割等を考えた場合、准看護師が適切なのか、救急救命士だけで十分なのか、救護スタッフの組織編成や人事管理上の制約についても考慮しつつ、現在の社会情勢の中、防衛庁・自衛隊としても、准看護師養成制度について廃止する方向で検討すべきである。

(3) 実行に当たっての経済性、効率性

看護師養成課程を4年間へ延長し、学士号を取得させるならば、現在の3年制の養成課程よりも多くの人、経費を必要とすることが予想され、国民の立場で見れば、これらを押さえるためには、当然、経済性、効率性という視点が必要となる。

7 まとめ

平成17年9月より議論を重ね、5回の会合を終えたところ、本懇談会で議論された意見の概要を取りまとめ、述べてきた。

本懇談会としては、防衛庁・自衛隊の看護師が担うべき業務を考えたとき、養成課程を4年間に延長することが必要であると考えた。その際、看護の基礎部分となる、幅広い教養、人格の涵養、実践的な臨床能力等も重要であるが、これに加えて、防衛庁・自衛隊の任務、活動から求められる姿を考え、これを教育内容・方針に反映することが必要であるとの結論を得た。

本報告が、防衛庁・自衛隊の看護師養成に反映されることを期待して、本懇談会の最終報告とする。

防衛庁・自衛隊の看護師養成の在り方に関する懇談会

委員名簿（五十音順、敬称略） 座長、副座長を示す。

井伊久美子（兵庫県立大学看護学部教授）
黒岩 祐治（フジテレビジョン報道局解説委員）
竹尾 恵子（国立看護大学校校長）
徳永 瑞子（長崎大学医学部保健学科教授）
西岡 清（横浜市立みなと赤十字病院院長、
東京医科歯科大学名誉教授）
西元 徹也（日本地雷処理を支援する会会長、元統合幕僚会議議長）
平野かよ子（国立保健医療科学院公衆衛生看護部部長）
安酸 史子（福岡県立大学看護学部学部長）

検討経過

第1回懇談会：平成17年 9月29日
第2回懇談会：平成17年10月28日
現地視察：平成17年11月24日
自衛隊中央病院高等看護学院及び自衛隊中央病院
防衛医科大学校高等看護学院及び防衛医科大学校病院
第3回懇談会：平成17年11月28日
中間報告：平成17年12月 1日
第4回懇談会：平成18年 3月10日
(教育内容検討小委員会)
第5回懇談会：平成18年 3月28日